

足立区私道防犯灯維持管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯灯を維持管理する地域住民に対し、私道防犯灯維持管理補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 私道 国や地方公共団体が管理する道路、通路以外で一般交通の用に常時供されているものをいう。
- (2) 防犯灯 夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上に設置したものをいう。
- (3) 地域住民 個人、町会・自治会、マンション管理団体等で組織した団体をいう。

(補助の実施)

第3条 区長は、地域住民が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について、予算の範囲内で補助を行うことができる。

(補助対象の要件)

第4条 補助の対象となる防犯灯は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するもので、区長が必要と認めるものについては補助の対象とする。

- (1) 地域住民が維持管理するものであること。
- (2) 交通安全又は犯罪防止を主目的として設置されていること。
- (3) 現地調査の時点で現に使用されていると認められること。

(補助金の交付額)

第5条 1 防犯灯当たりの補助金の額は、1の年度ごとに次の各号に掲げる防犯灯の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) LED防犯灯 1, 800円
- (2) その他の防犯灯 3, 000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域住民は、補助金交付申請書（第1号様式）に所定の事項を記載し、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 区長は前条の申請書を受理し、審査した後、申請者に対し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、請求書兼口座振替依頼書（第3号様式）の提出を受け、口座振替により交付する。ただし、当該口座の名義が申請者以外の場合は委任状（第4号様式）を提出しなければならない。

(補助金の経理)

第9条 補助金の交付を受けた地域住民（以下「補助事業者」という。）は、補助金の使途を明らかにする帳簿類を整えなければならない。

(指示事項)

第10条 区長は、補助事業者に対し、補助金の使途について、帳簿類の提出など必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該年度の実績報告書（第5号様式）を年度内に区長あて提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 区長は、前条の実績報告を受けた場合においては、実績報告書により補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するかを審査し、民有防犯灯維持管理補助金の確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定（以下「決定」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） その他区長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第14条 区長は、補助金交付額が第12条で通知した補助金確定額を上回った場合には、期限を定めて補助事業者はその差額の返還を命じることができる。

（規則の適用）

第15条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）の定めるところによる。

（執行委任時の様式）

第16条 足立区予算事務規則（昭和40年足立区規則第7号）第19条第2項の規定により予算執行委任をした上でこの要綱に基づく補助金交付事業を実施する場合は、執行委任先の所属で定める様式を使用することができる。

付 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年8月7日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

（足立区商店街終夜残置灯補助金交付要綱の廃止）

足立区商店街終夜残置灯補助金交付要綱（昭和50年12月10日区長決定）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則（23足都工発第2502号 平成24年2月24日 区長決定）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（名称を足立区民有防犯灯維持管理補助金交付要綱に変更する。）

付 則（25足都工発第2108号 平成25年11月20日区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（25足都工発第3339号 平成26年3月26日区長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（27足都工発第3938号 平成28年3月31日区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（28足都工発第2066号 平成28年10月1日副区長決定）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則（30足都工発第5182号 平成31年3月28日区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（7足都道発第7525号 令和8年3月25日区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。